

平成 29 年度実施施策に係る事後評価書

(文部科学省 29-10-1)

施策名	原子力事業者による原子力損害を賠償するための適切な措置の確保
施策の概要	原子力損害賠償紛争審査会による指針の策定や原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介等を実施する。

達成目標 1	東京電力福島原子力発電所の事故に伴う原子力損害の賠償について、早期の被害者救済措置を図るため、被害の実態に応じて、原子力損害賠償紛争審査会による指針の策定や原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介等を実施する。							
達成目標 1 の設定根拠	①「原子力損害の賠償に関する法律」第 18 条第 2 項第 2 号において、「原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めること」とされているため。 ②「原子力損害の賠償に関する法律」第 18 条第 2 項第 1 号において、「原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと」とされているため。							
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定
	26 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	32 年度	
①原子力損害賠償紛争解決センターにて受理した申立件数（累計）のうち、手続きが終了した案件（累計）の割合 ※各実績値は、当該年の 12 月末日時点におけるもの。	81%	71%	81%	85%	90%	92%	90%	A
	年度ごとの目標値	—	80%	83%	86%	90%	—	
	目標値の設定根拠	被害者の迅速・公平な救済のためには、日々申し立てられる案件を着実かつ速やかに処理していく必要がある。25 年度実績値の 70%を踏まえ、32 年度には申立件数のうち大部分である 90%の手続きが終了することを目指し、年度ごとの目標値を設定。 ※日々新たな申し立てがあるため、実績値は 100%となることは困難。						
	指標の根拠	分母：受理した申立ての件数（累計） 分子：和解仲介手続きが終了した案件の数（累計）						
②原子力損害賠償紛争審査会における指針の策定及び賠償状況の把握	基準	23 年度	原子力損害の範囲の全体像を示した「中間指針」、自主的避難等に関する損害を示した「中間指針第一次追補」、政府による避難区域の見直し等に係る損害を示した「中間指針第二次追補」を策定した。				判定	
	進捗状況	27 年度	中間指針等に基づく東京電力による賠償の状況の確認等を実施し、中間指針第四次追補に示されている住宅確保損害に係る福島県都市部の宅地単価の改定を行った。					
		28 年度	中間指針等に基づく東京電力による賠償の状況の確認等を実施し、中間指針第四次追補に示されている住宅確保損害に係る福島県都市部の宅地単価の改定を行った。					
		29 年度	中間指針等に基づく東京電力による賠償の状況の確認等を実施し、原子力損害賠償紛争審査会（以下、「審査会」）において、中間指針第四次追補に示されている住宅確保損害に係る福島県都市部の宅地単価の改定を審議し、据え置くこととした。また、審査会において、「地方公共団体における不動産の賠償について」、「地方公共団体におけるインフラや山林の取扱いについて」をとりまとめた。					
目標	29 年度	中間指針等に基づく東京電力による賠償の状況の確認等を実施予定。				A		

	目標の設定根拠	「原子力損害の賠償に関する法律」第 18 条第 2 項第 2 号において、「原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めること」とされているため。		
施策・指標に関するグラフ・図等				
測定指標①：【原子力損害賠償紛争解決センターの活動実績】				
●累積申立件数（平成 29 年 12 月末日現在）：23,215 件				
●累積既済件数（平成 29 年 12 月末日現在）：21,399 件				
出典：平成 29 年・原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書（文部科学省 HP に掲載）				
測定指標②：【原子力損害賠償の判定等に関する指針の策定・改定】				
出典：文部科学省 HP 「東京電力株式会社福島原子力発電所の事故に伴う原子力損害の賠償について」				
達成手段 (事業)				
名称 (開始年度)	平成 29 年度予算額 (執行額) 【百万円】	平成 30 年度 当初予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号	
原子力損害賠償紛争審査会等 (平成 25 年度)	3,175 (2,715)	4,047	0055	
平成 29 年度事前分析表からの変更点	—			

施策に関する評価結果			
目標達成度合いの測定結果	目標超過達成/目標達成/相当程度進展あり/進展が大きくない/目標に向かっていない		
総括的な分析	必要性	項目	説明・根拠
		広く国民にニーズがあるか。国民の利益に資する施策か。	当該施策は、今回の東京電力福島原子力発電所事故を受け、被害者を迅速・公平かつ適切な原子力損害賠償の円滑に進めるため必要な施策である。また、原子力損害の賠償に関する法律第 18 条に基づいて設置された、原子力損害賠償紛争審査会事務を遂行するためのものであり、国が総合的に推進していく必要があるとともに、政策目標の達成手段としても適切に位置付けられると考える。
		国が実施しなければ、施策目的を達成できないか。	
	明確に政策目標の達成手段として位置付けられるか。		
	効率性	施策の実施は、その目的に即して必要なものに限定されているか。	当該施策は、平成 23 年の東京電力福島原子力発電所事故を受け、原子力損害賠償法に基づく原子力損害賠償紛争審査会の事務を遂行するためのものであり、その目的に即して必要なものに限定されている。また、原子力損害賠償紛争解決センターの仲介委員の選定においては、日本弁護士連合会の協力の下実施している。なお、他の施策との重複はない。
		他省庁や、地方自治体、民間団体との必要な連携が図られているか。	
		他の施策との重複はないか。	
	有効性	施策の実施に当たって他の手段・方法が考えられる場合、それと比較してより効果的に実施できているか。	原子力損害の賠償に関する法律第 18 条に基づいて実施されている施策であり、他の効率的な手段・方法は無いと考えられる。また、毎年度目標どおりの実績を上げており、目標に見合ったものと判断できる。
		施策実績は目標に見合ったものか。	

施策に係る問題点・今後の課題	次期目標・今後の施策等への反映の方向性	具体的な内容 (概算要求・機構定員要求・法令改正・税制改正要望等)
事故からの時間の経過等に伴い、被害者や賠償を巡る状況には、新たに様々な変化が生じているところであり、原子力損害賠償紛争解決センターとしては、新たな状況の変化にも十分配意しつつ、引き続き、被害者に対する適切な賠償の実現を図るために尽力する必要がある。	引き続き、原子力損害賠償紛争審査会における賠償状況のフォローアップや現地視察などを通じて被災地における状況確認を行っていくとともに、被災者の方々に寄り添いつつ、当事者の意見を丁寧に向い、公平かつ適正な和解が成立するように、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続を適切に進める。	<廃止・縮小事業> 原子力損害賠償の円滑化 (平成31年度概算要求額：3,949百万円) (縮小)

施策の予算額・執行額						
(※政策評価調書に記載する予算額)						
		28年度	29年度	30年度	31年度要求額	
予算の状況 【千円】 上段：単独施策に係る予算 下段：複数施策に係る予算	当初予算	0 ほか復興庁一括計 上分 4,032,007	0 ほか復興庁一括計 上分 4,455,831			
		<0> ほか復興庁一括計 上分<0>	<0> ほか復興庁一括計 上分<0>			
	補正予算	0 ほか復興庁一括計 上分 0	0 ほか復興庁一括計 上分 0			
		<0> ほか復興庁一括計 上分<0>	<0> ほか復興庁一括計 上分<0>			
	繰越し等	0 ほか復興庁一括計 上分 0				
		<0> ほか復興庁一括計 上分<0>				
	合計	0 ほか復興庁一括計 上分 4,032,007				
		<0> ほか復興庁一括計 上分<0>				
	執行額 【千円】		0 ほか復興庁一括計 上分 2,550,276			
			<0> ほか復興庁一括計 上分<0>			

施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		
名称	年月日	関係部分
「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針	平成28年3月11日(閣議決定)	2. (4) 原子力災害からの復興・再生 ③避難指示の解除と期間に向けた取組の拡充等(抄) 原子力損害賠償紛争審査会の指針等に沿って、必要十分な賠償が円滑に実施されるよう必要な取組を継続する。
帰還困難区域の取り扱いに関する考え方	平成28年8月31日(原子力災害対策本部・復興推進会議)	3. 具体化に向けた検討課題(抄) 3. ふるさとへの思いを持ちながら、地元を離れて生活をする方々に対して、中長期にわたるきめ細かい支援を行うため、避難先での

	決定)	生活再建支援の強化を検討する。検討にあたっては、故郷喪失による精神的損害の一括賠償や住居確保損害賠償といった必要な賠償制度等が既に措置され、適切に運用されていることに留意する。
原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針	平成 28 年 12 月 20 日 (閣議決定)	4. 事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組を拡充する (4) 農林業賠償等 (抄) 損害がある限り賠償するという方針の下、農林業の風評被害が当面は継続する可能性が高いとの認識に基づき引き続き適切な賠償を行うよう、国は東京電力に対して指導を行う。

有識者会議での指摘事項	—
-------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
測定指標①：	
● 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」 (平成 23 年 4 月 28 日)	
● 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針」 (平成 23 年 5 月 31 日)	
● 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針追補」 (平成 23 年 6 月 20 日)	
● 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」 (平成 23 年 8 月 10 日)	
● 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補 (自主的避難等に係る損害について)」 (平成 23 年 12 月 6 日)	
● 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補 (政府による避難区域等の見直し等に係る損害について)」 (平成 24 年 3 月 16 日)	
● 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第三次追補 (農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害について)」 (平成 25 年 1 月 30 日)	
● 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補 (避難指示の長期化等に係る損害について)」 (平成 25 年 12 月 26 日)	
● 「中間指針第四次追補に示されている住宅宅地単価の改定」 (平成 28 年 1 月 28 日)	
● 「中間指針第四次追補に示されている住宅宅地単価の改定」 (平成 29 年 1 月 31 日)	
● 「地方公共団体における不動産の賠償について」 (平成 29 年 9 月 13 日)	
● 「地方公共団体におけるインフラや山林の取扱いについて」 (平成 30 年 1 月 17 日)	

主管課 (課長名)	研究開発局 参事官 (原子力損害賠償担当) (企画官 山下 恭範)
関係課 (課長名)	—